

## オミクロン株の特性を踏まえた各種取り扱いの変更点について

## 1 保育所等の利用を控えていただく方の基準の一部変更について

オミクロン株の強い感染力を考慮して、保育所等に対する保健所による疫学調査が行われない期間については次の取り扱いとなります。

## (1) 園児と同居している方が濃厚接触者に特定された場合

(今までの取り扱い) 登園可能でした。

(これからの取り扱い) 当該同居家族と陽性者との最終接触日の翌日から7日間（待機期間）を経過するまで登園を控えてください。

## (2) 病院または保健所以外の検査結果の取り扱い

(今までの取り扱い) 病院または保健所の検査を受けてから判断していました。

(これからの取り扱い) 検査で陽性となった場合は、病院または保健所の検査を行い、感染状況が確定するまでは登園を控えてください。陰性であっても、発熱等の症状がある方は登園を控えてください。

2 保育所等を利用しなかった日における保育料を日割り計算の対象とする基準について  
まん延防止等重点措置の期間については次の取り扱いとなります。

## (1) 発熱等の症状があるため保育所等を休んだ方

(今までの取り扱い) 新型コロナウイルス感染症の方以外は対象外でした。

(これからの取り扱い) 病名が確定しなくても日割り計算の対象となります。ただし、明らかに新型コロナウイルス感染症と無関係な方は除く場合があります。

## (2) 病院または保健所以外の検査で陽性となった方

(今までの取り扱い) 病院または保健所の検査で判断していました。

(これからの取り扱い) 病院または保健所の検査と同等に扱います。その後病院または保健所で再検査して陰性だった場合でも、陰性と確定するまでに休んだ期間は日割り計算の対象となります。

## (3) 保育所を通じた家庭保育の協力依頼に基づき休んだ方

(今までの取り扱い) 協力依頼をしておりませんでした。

(これからの取り扱い) 日割り計算の対象となります。

## (4) 家族に発熱等の症状が出たり、家族が濃厚接触者に特定された場合など、保育所等への感染を防ぐために家庭保育を行う方

(今までの取り扱い) 対象外でした。

(これからの取り扱い) 日割り計算の対象となります。

## 3 濃厚接触者の取り扱い変更について

厚生労働省は、令和4年1月28日付けで、濃厚接触者の待機期間を10日間から7日間に短縮できることとしました。この場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとされています。

こうしたことから、令和4年1月28日以降における濃厚接触者の取り扱いについては次のとおりとなりますので御協力くださいますようお願いいたします。

## (1) 濃厚接触者となった園児は、7日間の待機期間を経過した場合、マスク着用のうえで登園することが可能となります。

なお、マスクの着用が困難な園児は、保育所等の感染症対策の体制が整っており、受け入れ可能と判断されれば、7日間の待機期間を経過した場合の登園が可能です。